

埼玉県長瀬射撃場
指定管理者募集要項

[令和4年7月]

埼 玉 県

目 次

1	指定管理者の募集について	4
2	施設の概要	4
(1)	施設設置の目的・役割	4
(2)	施設の沿革等	4
(3)	施設の所在地	4
(4)	施設の規模等	4
(5)	施設の利用状況	5
(6)	施設の防災に係る地理的条件	5
(7)	利用時間及び休業日	5
3	管理に当たっての条件	6
(1)	指定管理者が行う業務内容	6
(2)	管理に要する経費	6
(3)	指定予定期間	7
(4)	管理の基準	7
(5)	指定管理者と県との役割分担	7
(6)	指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	8
(7)	委託等の禁止	8
(8)	その他	8
4	申請の手続	9
(1)	申請者の備えるべき資格等	9
(2)	申請の方法	9
(3)	質問事項の受付	12
(4)	現地説明会の実施	13
(5)	著作権の帰属等	13
(6)	費用の負担	13
(7)	情報公開条例に基づく開示請求	13
(8)	申請の辞退	13
5	指定管理者の指定等	13
(1)	指定管理者候補者の選定	13
(2)	選定に当たっての審査基準	14
(3)	主な審査のポイント	14
(4)	選定に当たっての審査方法等	14
(5)	指定管理者の指定方法	15
(6)	審査結果の公表	15
(7)	申請者に対する自己情報の開示	15
6	指定管理者指定後の手続	15
(1)	協定の締結	15
(2)	引継ぎ、準備行為の実施	15
(3)	その他	15
7	スケジュール	16

8 問い合わせ先	16
----------	----

◎資料

資料 1 - 1 埼玉県長瀬射撃場全体図	17
資料 1 - 2 埼玉県長瀬射撃場平面図	18
資料 2 過去 3 か年の利用状況	22
資料 3 過去 3 か年の大会開催状況	23
資料 4 施設管理等業務に関する仕様書	24
資料 5 施設の改築及び修繕等の実施並びに費用負担区分	28
資料 6 現利用料金及び過去 3 か年の減免実績	29
資料 7 過去 3 か年の収支状況	30
資料 8 埼玉県長瀬射撃場の管理に関する基本協定書（案）	31

◎申請書等

指定管理者申請書提出書類等一覧	49
様式 1 - 1 指定管理者指定申請書	50
様式 1 - 2 指定管理者の指定に係るグループによる申請書	51
様式 1 - 3 指定管理者指定申請辞退届	52
様式 2 法人等役員名簿	53
様式 3 誓約書	54
様式 4 重大な事故又は不祥事に関する報告書	55
様式 5 類似施設における業務実績	56
様式 6 事業計画書	57
様式 7 委託予定業務一覧	58
様式 8 募集要項の内容等に関する質問書	59

1 指定管理者の募集について

県は、射撃の技能を向上させるとともに、銃による事故の防止及び射撃競技の発展を図るため、埼玉県長瀬射撃場（以下「射撃場」という。）を設置しております。

射撃場の管理運営については、地方自治法第244条の2第3項が定める指定管理者制度を平成18年4月から導入しております。

現在の指定管理者の指定期間が令和5年3月末で終了するため、埼玉県長瀬射撃場条例（以下「条例」という。）に基づき令和5年度以降の指定管理者の募集を行うものです。

指定管理者制度により、民間団体を含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を生かし、射撃場において、より利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な経営の推進を図りたいと考えております。

具体的には、利用者数の増加、利用者満足度の向上、管理運営経費の削減等が図られることを期待します。利用者増については、射撃競技利用者のほか、それ以外の狩猟者の利用の増加を期待します。

2 施設の概要

(1) 施設設置の目的・役割

県は、射撃に関する技能を向上させ、もって銃による事故の防止及び射撃競技の発展を図るため射撃場を設置しました。

(2) 施設の沿革等

平成 6 年度	開設（6月1日）
平成13年度	クレ射撃場供用停止（11月1日から）
平成14年度 ～15年度	環境保全対策工事（鉛散弾及び鉛含有土壌回収、処分）
平成16年度	国体射撃競技開催
平成18年度	環境保全対策工事（鉛散弾及び鉛含有土壌回収、処分） 指定管理者制度を導入、指定管理者による管理運営開始
平成21年度	文部科学省の「ナショナルトレーニングセンターライフル射撃強化拠点施設」に指定される（令和元年6月まで）。
平成24年度	クレ射撃場廃止。名称を長瀬射撃場と変更。
平成26年度	クレ射撃場跡地をメガソーラー事業者に貸付 （18.47ヘクタール）（令和17年3月31日まで）

(3) 施設の所在地

埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷字八重子2395番地1
※ 案内図を参照してください。

(4) 施設の規模等

ア 敷地面積	24.53ヘクタール
イ 施設の規模等	

区 分	延床面積	建物の構造
大口徑ライフル射撃場	511.35㎡	鉄筋コンクリート造
小口径ライフル及び 空気銃（エアライフル）射撃場	3,854.34㎡	鉄筋コンクリート造
クラブハウス	930.76㎡	鉄骨造
火薬庫	25.00㎡	鉄筋コンクリート造

ウ 射撃場の内容

射撃場の区分	射座数	備 考
大口徑ライフル射撃場 (300、150、100m兼用)	10	公安委員会指定射撃場 公安委員会指定教習射撃場
(ランニングポア射撃場、50m)	5	公安委員会指定練習射撃場 日本ライフル射撃協会公認
小口径ライフル射撃場 (50m)	50	公安委員会指定射撃場 公安委員会指定教習射撃場 公安委員会指定練習射撃場 日本ライフル射撃協会公認
空気銃（エアライフル）射撃場 (10m)	51	公安委員会指定射撃場 日本ライフル射撃協会公認

※電子標的を92台保有している（令和4年7月1日現在）

エ 駐車場 132台

- ※ 資料1-1「埼玉県長瀬射撃場全体図」
資料1-2「埼玉県長瀬射撃場平面図」

(5) 施設の利用状況

年 度	利用 者 数
元年度	13,448人
2年度	6,761人
3年度	8,970人

※ 過去3か年の利用者の状況の詳細については、資料2を参照してください。

※ 過去3か年の主な大会開催状況については、資料3を参照してください。

(6) 施設の防災に係る地理的条件

洪水浸水想定区域 該当なし

土砂災害警戒区域等 施設本体は該当なし 周辺の砂吹沢、八重子沢が土砂災害警戒区域に含まれ、施設までのアクセス道路は土砂災害警戒区域に含まれる。

(7) 利用時間及び休業日

条例で規定する利用時間及び休業日は、次のとおりです。

ア 利用時間

- (ア) 4月1日から10月31日まで 午前8時30分から午後5時30分まで
- (イ) 11月1日から3月31日まで 午前9時から午後5時まで

イ 休業日

- (ア) 毎週月曜日及び11月から3月までの第2、第4火曜日
(ただし、休業日が祝日に当たる場合はその翌日)
- (イ) 11月15日から21日までと、12月29日から1月3日までの期間

3 管理に当たっての条件

(1) 指定管理者が行う業務内容

ア 射撃場の利用を通じた銃による事故の防止及び射撃競技の発展に関する業務
射撃場を円滑に運営することにより射撃の技術を向上させるとともに、銃による事故の防止及び射撃競技の発展を図る業務です。

射撃場の管理の基準及び管理の方法については、指定射撃場の指定に関する内閣府令第8条及び第9条に定められています。

- (ア) 射撃場は、埼玉県公安委員会指定射撃場の指定を受けており、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2に規定する射撃場を管理する者（以下「管理者」という。）を指定管理者の従業員の中に置くことになります。
- (イ) 教習射撃及び練習射撃を行うことから、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4に規定する教習射撃指導員及び同法第9条の9に規定する練習射撃指導員を置くことになります。（雇用形態は問いません。）

イ 射撃場の利用の許可に関する業務

ライフル射撃場及び空気銃射撃場並びに付属設備の利用申込みに対して、条例や規則に基づいて利用許可を行う業務です。

ウ 射撃場の利用に係る料金の収受に関する業務

利用の許可に係る利用料金を収受する業務です。

エ 施設（設備及び物品を含む。）及び付帯施設の維持管理に関する業務

施設（設備及び物品を含む。）及び付帯施設の維持管理を行い、適正な利用の確保を図るとともに、防災・防犯を行う業務です。

オ その他射撃場の設置目的を達成するために必要な業務

標的等の販売、銃の保管業、教習射撃の実施等、利用者の利便向上等のための業務を自主事業として行います。

なお、指定管理業務については資料4を、施設の改築や修繕等の実施区分については、資料5を参照してください。

(2) 管理に要する経費

ア 利用料金の設定

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。

指定管理者は、条例で定める額の範囲内で、利用料金を設定していただきます。なお、設定に当たっては、知事の事前承認が必要です。また、条例に基づき、利用権利者が射撃場の施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができます。

イ 指定管理業務に係る委託料

県は、射撃場の管理運営に必要な経費を、毎年度の予算の範囲内において、

指定管理者に委託料として支払います。委託料の具体的な額や支払い時期・方法等は協議の上、協定で定めます。

なお、指定管理者が管理を行うために必要な経費は、利用料金収入、県委託料及び指定管理者が行う自主事業等の収入で賄うこととなります。原則として、収支が赤字になった場合でも県委託料の補てんはありません。

※資料6 現利用料金及び減免の実績

資料7 過去3か年の県委託料及び収支決算

(3) 指定予定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を予定しています。

(4) 管理の基準

ア 関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に射撃場の運営を行うこと。

地方自治法、銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法や労働関係法令、埼玉県長瀬射撃場条例、埼玉県個人情報保護条例など、業務を行うに当たっては関連する法規を遵守すること。

イ 射撃場の施設の維持管理を適切に行うこと。

業務を行うに当たっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行うこと。

ウ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に扱うこと。

個人情報保護法や県の個人情報保護条例を遵守することはもちろんのこと、個人情報の取扱いについては、取扱いに関する内部規程を作成するなど十分に注意を払うこと。

※ 管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(5) 指定管理者と県との役割分担

指定管理者と県との役割分担は、原則として次のとおりとします。

項 目	指定管理者	県
①施設（設備、備品を含む。）の保守点検	○	
②施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む。）	○	
③安全衛生管理	○	
④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
⑤事故、火災による施設の損傷の回復	△ (自己の責に帰すべき事由による場合)	○
⑥施設利用者の被災に対する責任	△ (現場での対応による)	○
⑦県有施設の火災共済保険加入		○
⑧県有施設の賠償責任保険加入	○	
⑨包括的な管理責任		○
⑩保管銃の保険加入	○	

※ その他の指定管理者の役割

- 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、射撃場を常に良好な状態に管理する義務を負います。
- 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告をしなければなりません。

(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告をしなければなりません。
- イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ウ 指定管理者が県の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理業務の継続が困難と認められる場合、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- エ イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。
- オ 県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

(7) 委託等の禁止

- 指定管理業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。
業務の一部委託等を予定している場合は、申請時に委託予定業務一覧（様式7）を作成し提出してください。

(8) その他

- ア 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等は、適正な管理・保存に努めること。
- イ 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の情報公開に努めること。
- ウ 指定管理業務を通じて取得した個人情報について、個人情報保護法及び埼玉県個人情報保護条例に基づき適正な取扱いをすること
- エ 指定管理業務の実施に当たり、県内中小企業者の受注機会の増大と県内中小企業者に配慮した物品等の調達に努めること。
- オ 指定管理業務の実施に当たり、省エネルギーの徹底と環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。
- カ 指定管理業務の実施に当たり、障害者の雇用の拡大と県内障害者就労施設等に配慮した物品等の調達に努めること。

キ 指定管理者と協議の上、県が設定する公の施設の管理目標の達成に努めること。

※ 「管理に当たっての条件」についての細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4 申請の手続

(1) 申請者の備えるべき資格等

ア 埼玉県内に事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。なお、次のいずれかに該当する法人等は申請を行うことができません。また、申請後、指定を受けるまでの間にいずれかに該当することとなった場合、その資格を失うこととなります。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

(イ) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

(ウ) 埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等

(エ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(カ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

(キ) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

イ 選定委員会委員等、本件業務に従事する本県職員等に対し、本件応募についての故意による接触を禁じます。なお、故意による接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

ウ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を提出してください。

なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。また、構成員のいずれかが上記アの(ア)～(キ)のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

(2) 申請の方法

申請に当たっては、次のとおり書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 提出書類

49頁の埼玉県長瀬射撃場指定管理者指定申請書提出書類等一覧と(ア)～(ス)の書類を提出してください。

(ア) 指定管理者指定申請書（様式1-1。グループ申請の場合は（様式1-2）を添付してください。

- (イ) 法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類
- (ウ) 法人等の決算関係書類（過去3か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- (エ) 法人等の予算関係書類（直近1か年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- (オ) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの、就業規則、経理規程、給与規程その他諸規程類）
- (カ) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの
- (キ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（3の3）を提出してください。また、法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。
- (ク) 役員の名簿及び履歴を記載した書類（様式2）
 - ※ 役員の履歴書を添付してください。
- (ケ) 誓約書（（1）アの(ア)～(キ)に該当しないことの誓約書）（様式3）
- (コ) 重大な事故又は不祥事に関する報告書（様式4）
 - ※ 募集開始の日から起算して過去5年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）に以下の事由に該当する場合、その内容及び改善に向けた対応について記載してください。
 - ① 他の団体における指定管理者業務に係る指定の取消し、業務停止命令を受けた場合
 - ② 国、地方自治体における入札参加停止措置を受けた場合
 - ③ 役員及び従業員において重大な事故または不祥事*があった場合
 - *「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」第3条の規定に基づく入札参加停止の措置要件に該当するもの
- (サ) 類似施設における業務実績を記載した書類（原則として、過去5年間を対象として記載）（様式5）
- (シ) 射撃場の管理運営に係る事業計画書（様式6）
 - 以下の項目について、射撃場の設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることがわかる内容としてください。
 - ① 指定管理業務を行うに当たっての基本方針
 - 射撃場を管理運営していくに当たっての心構え、基本方針、コンセプト（よりよいサービスの提供、より効果的・効率的な運営の方針など）を記載してください。
 - ② 管理執行体制（人員配置、雇用者数、業務の継続的・安定的な運営を図るための職員の確保及び職員の研修計画の考え方等）
 - 管理運営に当たっての人員配置や業務体制についての基本的な考え方について記載してください。
 - ③ 射撃場の現状認識と将来展望等
 - 射撃場の現在の状況に対する認識と、将来どのような管理運営を目指していくのかなどについて記載してください。
 - ④ 自主事業（利用者の増加を図るための事業実施計画）

射撃場は、射撃大会等の競技者以外の狩猟者育成の場としての役割を果たす必要があります。より多くの個人又はグループの利用を促進するため、ホームページやSNSなどを活用して利用者を取り込む必要があります。また、銃の保管事業や中古銃のあっせんなどの自主事業をアピールし、より多くの利用者や利用者によるサービス利用を獲得する必要があります。さらに、射撃場だけでなく、県外利用者などによる周辺への経済的な波及につながることを公共設置の集客施設として望ましくあります。そこで、今後の取組及び現在の施設等を活用した事業計画（広報計画を含む。）を提案してください。

⑤ サービスを向上させるための方策

①の基本方針を受けて、射撃場の利用者に対する具体的なサービス向上の提案をしてください。そのなかで、ホームページのビジュアル性を高めることやSNS等を利用した利用者促進策について、必ず記載してください。

⑥ 利用者等のニーズの把握及び実現策

①の基本方針を受けて、利用者等のニーズの把握方法及び実現策について記述してください。その際、県外、県内利用者などの属性の把握方法についても記載してください。

⑦ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

射撃場を運営していく上での利用者からの苦情や不満、トラブル、事故に対する解決方法や体制の整備について記載してください。

⑧ 個人情報取扱いの基本方針（情報管理体制その他必要とする事項）

射撃場を管理運営していく過程において、射撃場を利用される県民の方々の個人に対する情報の保護、適正な管理が要求されます。その取扱いについての情報管理体制や基本的な考え方について記載してください。

⑨ 危機管理に対する方針について（防災、防犯、その他緊急時の対応等）

射撃場は銃器や火薬類を取り扱う場であるという特殊性を有することから、射撃に伴う事故や犯罪の未然防止などに十分留意するとともに、地元警察等との連携、その他緊急時の対応などについて十分に対応できる体制が必要です。その基本的な方針について記載してください。

地震等の自然災害により、被害等が発生した又はそのおそれがある場合の状況把握及び連絡体制等についても記載してください。

⑩ 利用料金設定の基本的な考え方について

現在の利用料金の設定状況（資料6）を参考に、サービス向上と利用料金との関係も含めて、利用料金の設定や減免制度の基本的な考え方について記載してください。

⑪ 射撃場の管理運営に係る令和5年度収支予算案

県からの指定管理業務に係る委託料の基礎となる管理運営の必要経費及び収入額を算出し、提案してください。また、加入する保険についても提案してください。

⑫ 指定期間5年間の収支計画

利用人員予測、収支計画、県から指定管理業務に係る委託料として支払う必要額等を記載してください。

⑬ 事業運営を自ら評価する「自己評価制度」について

1年間の業務を自ら評価し、その結果をどのように次年度に反映してい

くかなどについての考え方を記載してください。

⑭ 環境への配慮について

物品の購入や利用など管理運営における環境への配慮について記載してください。

⑮ その他の提案について

上記以外で、射撃場の設置目的を効率的、効果的に達成する方法や秩父地域の魅力向上の取組、近隣施設やイベント等と連携した取組等の提案を記載してください。

(ヌ) 委託予定業務一覧表(様式7)

(※清掃、警備等、個々の具体的業務を第三者へ委託(再委託)する予定がある場合、その内容及び委託先の選定方法を記載してください。ただし、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。)

イ 提出方法

申請書類の提出は、電子メール、持参又は郵送とします。ただし、電子メールによる提出であっても、(イ)及び(キ)については、持参又は郵送とします。

なお、電子メールにより提出した際は、件名に「長瀬指定申請書」を記入の上、提出した旨を電話にて御連絡ください。

[提出先]

埼玉県庁第3庁舎2階 環境部 みどり自然課 野生生物担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-3143
メールアドレス a3140-06@pref.saitama.lg.jp

ウ 提出部数

持参又は郵送の場合は、正本1部、副本8部を提出してください。ただし、(ア)、(イ)及び(キ)については、正本1部のみを提出してください。

なお、グループによる申請の場合は、(イ)から(サ)までについては、構成員ごとに提出してください。

エ 受付期間

[持参の場合]

令和4年8月26日(金)から9月2日(金)までの午前9時から午後5時まで以上記の提出先まで持参してください。

[電子メール及び郵送の場合]

電子メール及び郵送は、令和4年9月2日(金)午後5時必着とします。郵送の場合は、原則として書留としてください。

オ その他

申請については、1申請者につき1提案に限ります。複数の提案はできません。また、申請書類の提出後は、その内容を変更することはできません。

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和4年7月8日(金)～7月29日(金)午後5時まで。

- イ 受付方法 募集要項の内容等に関する質問書（様式8）に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。
[メールアドレス] a3140-06@pref.saitama.lg.jp
[ファックス] 048-830-4775
- ウ 回答方法 令和4年8月9日（火）までに質問及び回答をみどり自然課ホームページにおいて公表します。（質問者名は表示しません。）
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/yasei/4nagatoroshitei.html>)
現地説明会において出された質問及び回答についても併せて公表します。

(4) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。

- ア 開催日時 令和4年7月22日（金）13時30分～15時30分
- イ 説明会場 埼玉県長瀬射撃場クラブハウス2階会議室（開催5分前までに直接お越しください。）
- ウ 資料 本書「埼玉県長瀬射撃場指定管理者募集要項」を使用しますので、各自お持ちください。
- エ その他 現地説明会での質問も、上記「(3) 質問事項の受付」に従って行ってくださるようお願いいたします。

参加希望者は、令和4年7月21日（木）12時までに参加団体名称及び参加人数をみどり自然課野生生物担当あてに電子メール（メールアドレス a3140-06@pref.saitama.lg.jp 件名に【現地説明会希望】と御記入ください）又は電話048-830-3143）で連絡してください。

(5) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(7) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された申請書類は、埼玉県情報公開条例に基づく開示請求の対象となります（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く）。

(8) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、書面により申し出てください。
（様式1-3）

5 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、提出された申請書により、一次審査（書

類審査・資格審査など）、二次審査（プレゼンテーション）を行い、（２）の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者候補者とします。

一次審査の結果は、令和４年９月下旬にすべての申請者（グループ申請の場合はその代表者）に文書で連絡します。

二次審査は、一次審査を通過した申請について、プレゼンテーションを行っていただき、申請の内容を基に総合的に審査します。

（※ プレゼンテーションは、提出された書類を基に行っていただきます。なお、パソコンの利用は可能とします。）

二次審査の結果は、すべての二次審査参加者（プレゼンテーション参加者）に文書で連絡します。

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等があり、候補者としての資格要件を失った時は、候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、二次審査において次点となった者を新たに指定管理者候補者とします。

(2) 選定に当たっての審査基準

ア 県民の平等な射撃場の利用を確保することができること。

イ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に射撃場の運営を行うことができること。

ウ 射撃場の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

エ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

オ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

カ 銃砲刀剣類所持等取締法に定める管理者等の設置ができること。

(3) 主な審査のポイント

ア 応募資格に適合しているか。

イ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。

ウ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。

エ 県民の平等利用確保への配慮がされているか。

オ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。

カ 法人等の経営基盤が安定しているか。

キ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。

ク 指定管理業務に係る県の委託料は適切な額か。

ケ 自主事業の計画は妥当か。

コ 危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。

サ 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。

シ 環境に配慮した運営方法となっているか。

ス 銃砲刀剣類所持等取締法に定める管理者等が確保されているか。

(4) 選定に当たっての審査方法等

一次審査及び二次審査は、埼玉県環境部が設置する選定委員会が、審査基準に

基づいて審査します。

選定委員会の委員は、過半数を外部有識者（経営に関する専門家等）とし、その他環境部副部長を加えて構成されます。

なお、選定委員会の会議は非公開とします。

(5) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、埼玉県議会の議決を経て、文書で埼玉県知事が指定します。

なお、指定後速やかに埼玉県報において告示します。

(6) 審査結果の公表

指定管理者の指定告示後に、指定管理者の名称、各選定委員の職・氏名、審査項目ごとの配点及び各応募者の得点、提案の概要、選定委員の主な意見を県ホームページで公表します。

(7) 申請者に対する自己情報の開示

指定管理者の指定告示後に、ホームページの公開情報以外に、申請者が希望する場合は、その申請者自らの応募分について審査情報を提供します。

6 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と県との間で協議の上、協定を締結するものとします。

なお、協定の内容については、資料8を参照してください。

(2) 引継ぎ、準備行為の実施

指定管理者は県と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、県及び前管理者から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。

なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、それぞれの負担とします。

また、利用料金は、利用者が施設を利用した日の管理者に帰属しますので、管理者が交代する日の前後に納付された利用料金は、利用日を基準に整理し、前管理者と新管理者との間で清算することとします。

(3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

7 スケジュール

公募から指定までの主なスケジュールは以下のとおりです。

月 日	内 容
令和4年 7月 8日 (金)	募集要項配布開始・質問事項受付開始
7月22日 (金)	現地説明会 (13:30~15:30)
7月29日 (金)	質問事項受付締切
8月 9日 (火)	質問事項に対する回答
8月26日 (金)	申請書受付開始
9月 2日 (金)	申請書受付締切
9月下旬	一次審査 (書類選考) 一次審査結果通知
9月下旬	二次審査 (プレゼンテーション) 詳細な日程は、一次審査結果通知において連絡します。
10月下旬 (予定)	二次審査結果通知 (指定管理者候補者の選定)
12月下旬	指定管理者の議決 (県議会12月定例会)
令和5年 1月上旬	指定管理者の指定 (告示)
4月 1日 (土)	指定管理者による運営の開始

8 問い合わせ先

埼玉県環境部 みどり自然課 野生生物担当
 住 所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
 電 話 048-830-3143 (直通)
 F A X 048-830-4775
 電子メール a3140-06@pref.saitama.lg.jp